

《マル障・マル親 一部負担金・レセ記載方法(70歳以上)【平成30年8月から令和元年7月診療分まで】》

【事例1】公費①:マル障80136 マル親81136 (一部負担あり) 負担上限に達した場合
(70歳以上、外来、医療保険自己負担2割 所得区分「一般」)

一部負担金の算出 総点数 18,500点

診療日 (例)	点数	公費① 一部負担金(円)
8月6日	4,200	4,200
8月7日	4,000	4,000
8月8日	4,500	4,500
8月9日	5,800	1,300
合計	18,500	14,000

1医療機関あたりの患者負担額は、点数の1割のうち、一月あたりの患者負担上限額14,000円に達するまでの額となる。

医療費総額 185,000円			
医療保険8割 148,000円		高額療養費 19,000円	公費①助成 4,000円
			自己負担 14,000円
医療保険2割 37,000円			

医療保険の負担上限(一般:18,000円)を超えた分は高額療養費として給付。

平成30年8月から令和元年7月診療分までは、医療保険の負担上限額(一般:18,000円)と公費の自己負担額(14,000円)の差額(4,000円)を公費が助成する。

診療報酬明細書の記載 平成30年8月分

公費負担者番号①	8	0	1	3	6	公費負担医療の受給者番号①									
公費負担者番号②						公費負担医療の受給者番号②									

診療実日数	保険	4日
	公費①	日
	公費②	日

療養の給付	請求(点)	決定(点)	一部負担金額(円)
保険	18,500		18,000
公費①			14,000
公費②			

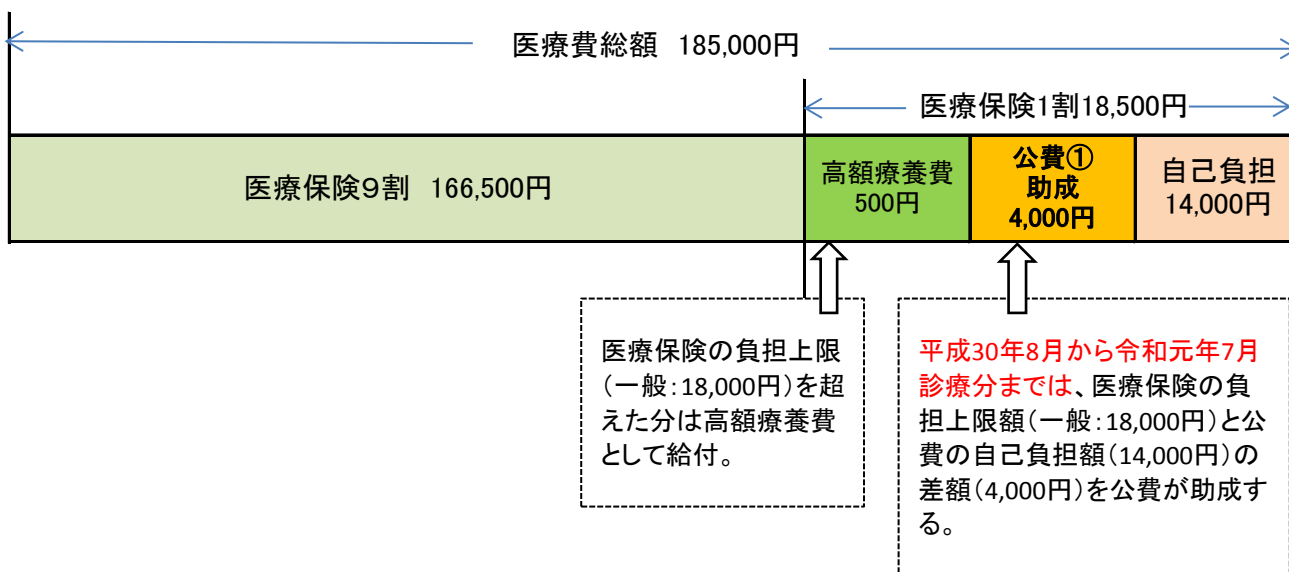
《マル障・マル親 一部負担金・レセ記載方法(70歳以上)【平成30年8月から令和元年7月診療分まで】》

【事例3】公費①:マル障80136 マル親81136 (一部負担あり) 負担上限に達した場合
(75歳以上、外来、後期高齢 自己負担1割 所得区分「一般」)

一部負担金の算出 総点数 18,500点

診療日 (例)	点数	公費① 一部負担金(円)
8月6日	4,200	4,200
8月7日	4,000	4,000
8月8日	4,500	4,500
8月9日	5,800	1,300
合計	18,500	14,000

1医療機関あたりの患者負担額は、点数の1割のうち、一月あたりの患者負担上限額14,000円に達するまでの額となる。



診療報酬明細書の記載 平成30年8月分

公費負担者番号①	8	1	1	3	6	公費負担医療の受給者番号①								
公費負担者番号②						公費負担医療の受給者番号②								

診療実日数	保険	4日
	公費①	日
	公費②	日

療養の給付	請求(点)	決定(点)	一部負担金額(円)
保険	18,500		18,000
公費①			14,000
公費②			